

静岡県農業機械整備施設設置基準

静岡県農業機械整備施設認定要綱（昭和56年静岡県告示第989号）の第2条第1項に定める農業機械の整備を行う事業場として具備すべき技術上の基準に関しては、この基準の定めるところによる。

1 整備施設の種類

整備施設を、それぞれの業務内容に応じ、次の2分類に区分する。

分類	呼称	内容
小型施設	小型機械整備施設	小型機械の整備を主に行い、かつ、中・大型機械の分解を伴わない定期点検整備が可能な施設で、2の施設基準の小型施設の基準及び3の管理基準に適合するもの
中・大型施設	中・大型機械整備施設	中型機械及び大型機械の整備を主に行う施設で、2の施設基準の中・大型施設の基準及び3の管理基準に適合するもの

- (注) (1) 小型機械とは、歩行型トラクター、歩行型田植機、バインダー、動力脱穀機、動力噴霧機（可搬型）、動力散布機（背負型）等の農業機械をいう。
- (2) 中型機械とは、乗用型トラクター（40PS未満）及びその作業機、乗用型田植機（5条植え以下）、コンバイン（3条刈り以下）、スピードスプレーヤー（薬液吐き出し量50ℓ/分未満）等の農業機械をいう。
- (3) 大型機械とは、乗用型トラクター（40PS以上）及びその作業機、乗用型田植機（6条植え以上）、コンバイン（4条刈り以上）、スピードスプレーヤー（薬液吐き出し量50ℓ/分以上）等の農業機械をいう。

2 施設基準

(1) 従業員

次の各号の一に該当する者が、整備に従事する従業員の数の3分の1以上であること。

ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級若しくは2級農業機械整備技能士、職業訓練指導員（農業機械整備）、職業訓練指導員（自動車整備）であって中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は農業機械整備の職業訓練課程を修了した者であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者

イ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく1級若しくは2級自動車整備士であって中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は3級自動車整備士であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者

ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認められる者

(2) 屋内作業場

整備施設の屋内作業場のうちの現車整備及び分解品整備に供する部分の面積が、おおむね次のとおりであること。

整備施設の分類	面積
小型施設	75平方メートル
中・大型施設	150平方メートル

(3) 車両置場

整備施設の車両置場（屋外作業場を含む。）の面積が、現車整備及び分解品整備に供する部分の面積と同じ又はそれ以上であること。

(4) 機械設備等

ア 機械設備

次の機械設備を有すること。

品 名	規 格	施設		摘 要
		小型	中・大型	
1 エンジン関係				
(1) 圧縮ゲージ	ガソリン用		○	対象とするエンジンのアダプターを用いる必要がある。
〃	ディーゼル用		◎	
(2) ノズル・テスター	200kgf/cm ² 以上	○	◎	
(3) バルブ・リフター		○	◎	
(4) ピストン・リング・ツール		○	◎	
(5) ラジエーター・キャップ・テスター			◎	
2 シャシ関係				
(1) タイヤ・ゲージ	2 トン級	◎	◎	目盛の細かいものが好ましい。
(2) ガレージ・ジャッキ	大型用は3 トン級以上	○	◎	
(3) インパクト・レンチ (各種)		○	◎	

品名	規格	施設		摘要
		小型	中・大型	
3 電気関係				
(1) バッテリー比重計		◎	◎	
(2) サーキット・テスター		◎	◎	デジタル式が望ましい。
(3) 充電器		◎	◎	急速充電と普通充電の切り替えがある充電器が望ましい。
4 計器関係				
(1) 直定規	1 m程度	○	◎	
(2) 回転計		○	○	
(3) トルク・レンチ	600kgf・cm程度	○	◎	
〃	1,300kgf・cm程度	○	◎	
〃	2,600kgf・cm程度 (アダプター付)		◎	
(4) 標準圧力計			○	動力噴霧機用
(5) き裂点検器			◎	レッドチェック用
(6) 硬度点検ヤスリ	4本組		○	
(7) 油圧ゲージ			◎	
(8) ノギス		◎	◎	
5 一般設備関係				
(1) 温水洗浄機		○	◎	
(2) チェーン・ブロック	2トン級		◎	天井クレーンがある場合は不要
(3) 天井クレーン			○	
(4) 油圧プレス	15トン級		◎	
(5) エア・コンプレッサー	0.75KW級	◎		エア・トランスホーマー付低圧型
〃	2.2KW級		◎	エア・トランスホーマー付高圧型
〃	大型用は3.7KW級			
(6) 部品洗浄槽		◎	◎	小型施設は小型
(7) トラクターミッション 分解台			○	
(8) ベアリングプーラー		○	○	

品名	規格	施設		摘要
		小型	中・大型	
6 加工関係				
(1) 電気ドリル	10φ級まで使用できるもの	◎	◎	
(2) 卓上ボール盤	13φ	○	◎	
(3) 卓上グラインダー		◎	◎	
(4) ポータブル・サンダー又は デスク・グラインダー	150φ	○	◎	
(5) ポータブル・グラインダー	100φ		○	
(6) 電気溶接装置		○	◎	
(7) ガス溶接装置		○	◎	
(8) エンジン付電気溶接機	150A程度		○	出張整備用
(9) 板金工具類		○	○	フェンダー・ツール程度のもの
(10) 定盤	900mm×900mm	○	○	

(注) ◎は必要なもの、○印はあることが望ましいものである。

3 管理基準

(1) 整備関係事務に関する事項

営業事務に必要な帳簿類のほか、次の記録簿類を備えていること（データによる管理でも可）。

- ア 機械設備台帳（購入年月、購入費、取付費、減価償却した残の簿価等）
- イ 整備作業台帳（再販用整備作業台帳を含む。整備売上傳票控でも可）
- ウ 部品、材料受払台帳
- エ 得意先カード（ユーザー名及び整備の記録併用）
- オ 機械設備配置図（配置図及び作業の流れを示す図表）

(2) 整備技術に関する事項

次の事項が満たされていること。

- ア 整備の責任者を置く等整備の責任体制が定められていること。
- イ 整備用の機械、計器類の保守管理が適切に行われていること。
- ウ 整備に関する技術的基準類が整備されていること。
- エ 整備能力に適応して適切な部品の確保及び管理が適切に行われていること。

(3) 施設及び労務管理に関する事項

次の対策が講じられていること。

- ア 火災予防並びに危険物の保管及び取扱いに関する対策が講じられていること。
- イ 作業場における作業の部署を区割する等施設管理に対する考慮が払われていること。
- ウ 従業員の就業及び給与等に関する規約が定められていること。
- エ 整備に従事する従業員の整備技能の訓練に関する具体的な対策が講じられていること。

(4) 農作業安全に関する事項

次の取組が行われていること。

- ア 農作業事故防止指導に最大限配慮していること。
- イ 中古農業機械の適正な流通に努めていること。
- ウ 農業生産工程管理（GAP）の普及促進・啓発に努めていること。

附 則

この基準は、平成31年4月23日から施行する。